

企業や大学等において、職域単位でのワクチンの追加接種を実施することになったことを踏まえ、専修学校等が主体となって実施する職域接種の追加接種実施に当たっての留意点等をお知らせするとともに、現時点での実施意向について調査いたします。

事務連絡
令和3年11月25日

各都道府県専修学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
専修学校を置く国立大学法人担当課 御中
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

専修学校等が主体となって実施する職域接種の追加接種
実施に当たっての留意点等について（周知）

各都道府県及び都道府県教育委員会（以下「都道府県等」という。）におかれては、各専修学校における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施について適切に御指導いただくとともに、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種（以下単に「ワクチン接種」という。）に関して御尽力をいただき、感謝申し上げます。

11月12日に開催された第80回新型コロナウイルス感染症対策本部にて取りまとめられた「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」において、「2回目接種完了者のほぼ全てが追加接種の対象となった場合は、職域接種も実施する」とされ、11月15日に開催された第26回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下「分科会」という。）において、追加接種の対象者については、2回接種を完了した者のうち、感染拡大防止及び重症化予防の観点から、18歳以上の全員を対象とすることが決定されました。これらのことから、本年6月から実施している1回目及び2回目の職域接種（以下「初回接種」という。）と同様、企業や大学等において、職域（学校等を含む）単位でのワクチンの追加接種（以下「職域追加接種」という。）を実施することとなりました。なお職域追加接種の対象は1・2回目接種を実施した各専修学校や専修学校を設置する法人

(以下「専修学校等」という。)のうち、実施を希望するものが対象となります。

この度、厚生労働省からも別紙1のとおり職域追加接種の内容等について示されたところですが、本内容等も踏まえ、専修学校等が主体となって実施する職域接種において追加接種を実施するに当たっての留意点等を下記のとおり整理しましたので、お知らせします。

また、併せて初回接種を実施した専修学校等における職域追加接種の実施の意向等を下記のとおり調査いたしますので、ご協力をお願いします。

各都道府県におかれては所轄の専修学校に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専修学校に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専修学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

記

1. 職域追加接種について

職域追加接種の申請については、厚生労働省にて示された別紙1を熟読の上申請を行ってください。なお、初回接種においては、「教職員や生徒等を中心に専修学校が主体となって実施する新型コロナワクチンの職域接種の申請手順等について（周知）」（令和3年6月9日付け生涯学習推進課事務連絡）に基づき、厚生労働省の専用WEB入力フォーム（以下「V-SYS」という。）等に入力する前に、各都道府県等に御報告いただくこととしておりましたが、職域追加接種の申請に当たっては各都道府県等への御報告は不要です。職域追加接種については、別紙1に従い直接V-SYS上で稼働予定の入力画面にて、実施の申込みを行ってください。

2. 専修学校等が主体となって実施する職域接種を実施する専修学校等への

支援策

別紙1に示されているとおり、職域追加接種の実施に当たっても、初回接種時と同様の財政支援策を継続することとされております。

このため、外部の医療機関から医師等の派遣を受けて専修学校等が主体となって実施する職域接種を行う場合で、別紙2「「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）大学拠点接種に係る地域貢献の基準」の改訂について（通知）」（令和3年10月28日付け3文科教第756号）にてお示しした「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）大学拠点接種に係る地域貢献の基準」（以下「地域貢献の基準」という。）を満たす場合は、「職域接種促進のための支援」の対象として認められます。

職域追加接種において上記支援を希望する場合は、当該職域追加接種の実績に基づき改めて文部科学省に地域貢献認定の申請を行い、地域貢献の認定を受ける必要があります。職域追加接種における地域貢献の認定に関する申請時期は令和4年6月以降を予定していますが、具体的な時期や方法等については、改めて文部科学省から周知を行います。

3. 専修学校等が主体となって実施する職域接種での職域追加接種に関する

実施意向等調査

専修学校等が主体となって実施する職域接種における職域追加接種の実施意向等を事前に把握するための調査等を実施いたします。つきましては、初回接種実施専修学校等（初回接種でV-SYSのIDを有する専修学校等）におかれましては回答フォーム（下記URL）を御利用いただき、12月6日（金）までに御回答ください。なお、本調査への御回答は、現時点における意向を把握するためのものであり、判断を拘束するものではありません。

また、本調査の結果については、政府部内の関係部署や自治体に対して情報提供等を行う可能性があることについて、あらかじめ御承知おきください。

回答フォーム：https://pf.mext.go.jp/admission/syokuiki-tuika_1.html

回答期限：令和3年12月6日（金）

回答対象：初回接種実施専修学校等（初回接種でV-SYSのIDを有する専修学校等）

- 【別紙1】新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る職域接種の開始について
- 【別紙2】新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）大学拠点接種に係る地域貢献の基準」の改訂について（通知）

<本件連絡先>

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

電話：03-6734-2915

【地域貢献認定の申請に関すること】

電話：03-5348-2709

対応時間：8:30～17:15（土・日・祝日及び12:00～13:00を除く）

※ 地域貢献認定のためのサポートデスクを令和3年12月28日まで開設していますので、こちらまでご連絡ください。

事務連絡
令和3年11月17日

各 〔都道府県〕
〔市町村〕 衛生主管部（局） 御中
〔特別区〕

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る職域接種の開始について

予防接種行政につきましては、日頃よりご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

都道府県・市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれては、「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）の体制確保について」（令和3年9月22日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）に基づき、追加接種の接種体制を整えていただいているところです。

そうした中、11月12日に開催された第80回新型コロナウイルス感染症対策本部にて取りまとめられた「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」において、「2回目接種完了者のほぼ全てが追加接種の対象者となった場合は、職域接種も実施する」とされ、11月15日に開催された第26回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下「分科会」という。）において、追加接種の対象者については、2回目接種を完了した者のうち、感染拡大防止及び重症化予防の観点から、18歳以上の全員を対象とすることが決定されたところです。

このことを受け、1回目、2回目の職域接種（以下「初回接種」という）と同様、企業や大学等において、職域（学校等を含む）単位でのワクチンの追加接種（以下「職域追加接種」という。）の実施を可能としました。

については、職域追加接種の内容等について、下記及び別添の参考資料のとおり、企業や大学等にお知らせする予定ですので、貴職におかれましても御了知の上、貴管内の関係機関等に周知を図るとともに、実施に向けての更なる詳細な手続き・運用方法等の内容については、今後、順次お示ししていきたいと考えておりますので、適切な対応をお願いいたします。

記

1. 基本的な考え方

初回接種と同様、新型コロナウイルスワクチンの追加接種に関する地域の負担軽減を図るため、企業や大学等（以下「企業等」という。）において、職域追加接種の実施を可能とする。追加接種は、2回目接種の完了から原則8か月以上経過した者を対象に、1回行うこととしていることから、初回接種の接種実績を踏まえ、職域追加接種は、令和4年3月より開始する。

職域追加接種の実施・運用方法等は、一部の手続き等を除き、基本的には初回接種と同様とする。

2. 使用するワクチン

初回接種と同様、武田/モデルナ社ワクチンを使用することを想定している。

※ 武田/モデルナ社ワクチンについては、今後薬事審査の過程を経て、12月下旬以降の分科会で改めて審議し、追加接種で使用することを見込んでいる。

3. 対象企業等

初回接種を職域で受けた者の利便性や円滑なワクチンの追加接種の観点から、職域追加接種では、初回接種を実施した企業等を対象に実施することとする。

4. 実施・運用方法等

(1) 実施要件

初回接種と同様、自治体による高齢者等への追加接種に影響を与えないよう、接種に必要な会場や医療従事者等は、企業等が自ら確保すること。

また、初回接種と同様、実施の効率性の観点から、1つの接種会場で1,000人以上への接種を行うことを想定しているが、1000人に満たない場合には厚生労働省健康局健康課予防接種室に相談いただきたいこと。

(2) 実施形態

初回接種と同様、企業単独での実施のほか、中小企業が商工会議所等を通じて共同で実施すること、企業が下請け企業など取引先も対象に含めて実施すること、大学等が学生も対象に含めて実施することなども可能とする。

また、初回接種と同様、接種会場（接種実施医療機関）の類型は、以下のとおりとする。

- ・企業内の既存の診療所を活用して実施（パターン1）
- ・外部の医療機関が企業内の会議室などに出張して実施（パターン2）
- ・企業が指定した外部医療機関に接種対象者が出向いて実施（パターン3）

(3) 実施の申込み方法

令和3年12月中旬以降、初回接種を実施した企業等のうち、職域追加接種の実施を希望する企業等は、V-SYS（ワクチン接種円滑化システム）上で稼働予定の入力画面にて、初回接種時の基本情報（企業・会場・医療機関等の情報）の確認・更新を行うことにより、実施の申込みを行うこと。

この際、初回接種時から接種会場の所在地や接種実施医療機関等の変更を行うことは可能であること。なお、企業等から接種会場数が増加するような申込みがなされた場合には、厚生労働省健康局健康課予防接種室から個別に連絡する必要があることに留意すること。

(4) ワクチンの供給

(3)で実施の申込みを行った企業等は、令和4年1月中旬以降にV-SYS上で稼働予定の入力画面にて、接種計画（2週間ごとの接種予定人数と実施時期）を登録すること。

接種計画の作成に当たっては、あらかじめ初回接種者の追加接種の意向を事前に確認する等により、必要量に応じた精緻な接種計画を作成すること。

厚生労働省健康局健康課予防接種室は、提出された接種計画等を踏まえて、2週間ごとのワクチン供給量（職域接種会場ごとのワクチン分配量）を決定する。

(5) 接種券

初回接種では、自治体において、標準的には6月中旬を目処に、住民への接種券の送付準備が進められていた状況の中で、接種の加速化を図る観点から、接種券が届く前でも接種可能とし、企業等において、後日本人から接種券を回収して予診票に貼付の上、必要な処理をしていただいた。

今般は、「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る接種券等の印刷及び発送について」（令和3年10月20日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）に基づき、2回目接種の完了から原則8か月以上が経過した際に追加接種を開始できるよう、市町村が、接種対象者を抽出し、その前月までに接種券を順次発送する取扱いとなっていることから、職域追加接種の接種時には、接種券（接種券と予診票を一体化した新様式が基本）の持参を原則とする。

5. 接種費用

初回接種と同様、職域追加接種も予防接種法に基づく予防接種として行われるものであり、接種にかかる費用は、同法に基づき支給される。また、初回接種時と同様の財政支援策は継続することとする。

6. ワクチンの取扱い

(1) やむを得ず余剰が生じたワクチンの回収

初回接種時には、配送されたワクチンは活用しきるよう努めることを求めてきたが、ワクチンの需給が逼迫したこと等により、職域接種会場においてやむを得ず余剰が生じたワクチンについては、貴重なワクチンを一人でも多くの希望する方に接種する観点から、厚生労働省が回収し、指定する別のモデルナワクチン接種会場に移送して有効活用する取扱いとした。

今般の職域追加接種では、使い切れない量のワクチンの発注や必要以上の納入時期の前倒しによるワクチンの需給バランスの乱れを回避する観点から、今般の職域追加接種では、4.(4)に記載の必要量に応じた精緻な接種計画の作成・更新を徹底するとともに、やむを得ず余剰が生じたワクチンの回収は行わないこととする。

なお、企業等は、初回接種時同様、ワクチンの余剰が生じないように、配送されたワクチンは引き続き活用しきるよう努めること。

(2) 廃棄ワクチンの公表

初回接種と同様、ワクチンの廃棄が生じた場合には、V-SYSに入力するとともに、一定以上のワクチンの廃棄が生じた場合には、接種実施医療機関等が所在する市町村、都道府県及び厚生労働省健康局健康課予防接種室に所定様式にて報告を求めるとともに、その事実を広く情報提供し、ワクチンの廃棄事案の再発を抑制し、円滑なワクチン接種を進めることを目的として、当該報告に基づき、ワクチンの廃棄を行った企業名、廃棄量、廃棄の経緯・要因及び再発防止策等の概要について、厚生労働省ホームページに原則公表することとする。

配送されたワクチンについて、やむを得ない事情により活用しきれず、有効期限等により廃棄することとなったワクチンが一定以上生じた場合にも、厚生労働省に必要事項の報告を求め、原則公表することとする。

なお、「一定以上」の公表基準については、追ってお知らせすることとする。

以上

職域単位での追加接種（職域追加接種）の基本コンセプト

1. 基本的な考え方

- 地域の負担を軽減するため、令和4年3月より、職域（学校等含む）単位での追加接種を開始予定。
- 職域追加接種の実施・運用方法等は、基本的に1・2回目接種と同様とする（一部の手続きや要件を変更）。

2. 実施・運用方法等

- (1) 使用するワクチン：1・2回目接種と同様、武田/モデルナ社ワクチンの使用（予定）
- (2) 対象企業等：1・2回目接種を実施した企業・大学等のうち、実施を希望する企業・大学等
- (3) 実施要件
 - 1・2回目接種と同様、会場や医療従事者等は企業や大学等が自ら確保する
 - 1・2回目接種と同様、1会場当たり1,000人以上への接種を行うことを想定（1000人に満たない場合は要相談）
- (4) 申込み方法
 - 令和3年12月中旬以降、V-SYS上で稼働予定の入力画面にて申込みを実施
 - 1・2回目接種から接種会場の所在地や提携医療機関等の変更は可能
- (5) ワクチンの供給
 - 令和4年1月以降、V-SYS上で稼働予定の入力画面にて接種計画（2週間ごとの接種予定人数と実施時期）を登録
 - 厚生労働省は、提出された接種計画に基づき、2週間ごとにワクチン供給量（会場ごとの分配量）を決定
 - ※ 仮に、輸入の遅延等による供給量の低下や予期せぬ需要の増大により需給バランスが乱れた場合には、厚生労働省にて査定を実施して分配量を決定することで需給バランスを調整。
- (6) 接種券
 - 接種時には、接種券と予診票（接種券一体型予診票が基本）の持参を原則とする
- (7) ワクチンの取扱い
 - 残余ワクチンの回収は行わない
 - 配送されたワクチンで一定以上の廃棄が生じた場合は、原則として公表

職域追加接種の実施形態

- 企業単独での実施に限らず、次のような形態での実施も可能。〔1・2回目接種と同様の整理〕
 - ・ 中小企業が商工会議所等を通じて共同実施
 - ・ 下請け企業、取引先を対象に含めて実施
 - ・ 大学等が学生も対象に含めて実施
- 接種会場設置の類型（パターン）は以下のとおり。〔1・2回目接種と同様の整理〕

パターン1 企業内診療所で実施

- ・ 企業内の既存の診療所を活用

契約者：企業又は企業内診療所



パターン2 外部機関が出張して実施

- ・ 外部の医療機関が企業内の会議室などで実施
- ・ 実施医療機関は複数の企業から委託を受けることも多い

契約者：医療機関（巡回診療所等）
※新規に医療機関を開設するケースも想定される



パターン3 外部機関に出向いて実施

- ・ 企業が指定した医療機関で実施
- ・ 実施医療機関は複数の企業から委託を受けることも多い
- ※ 地域の予防接種体制に影響を与えないことに留意

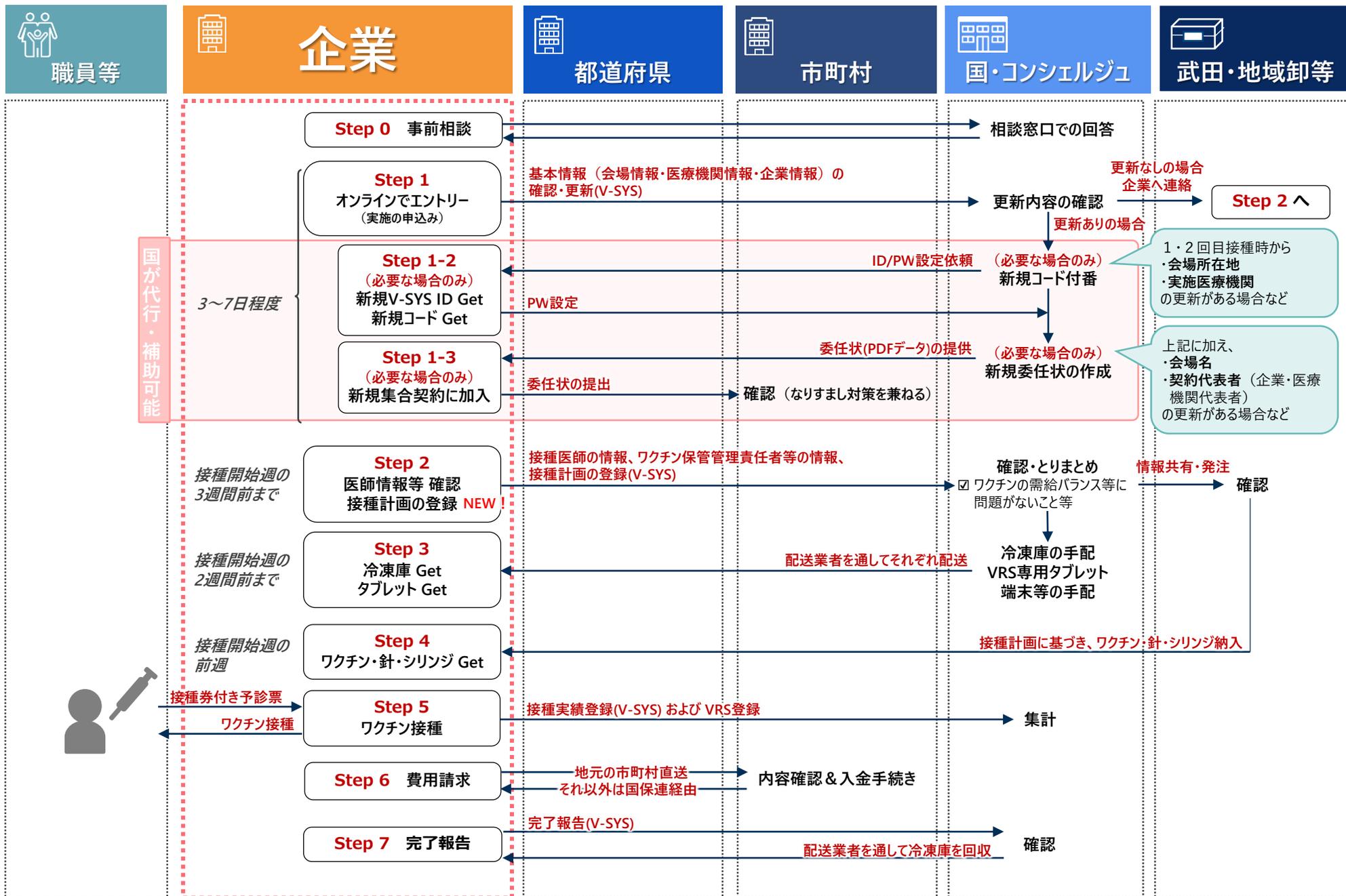
契約者：医療機関（地域の医療機関）



職域追加接種で企業等に求めること

- (1) 医師・看護師等の医療職の他、会場運営のスタッフ等、**必要な人員を企業や大学等が自ら確保**すること。また、副反応報告などの必要な対応ができること。
- (2) **接種会場の場所・動線、必要な物品等**についても**企業や大学等が自ら確保**すること。
※ 1・2回目接種時から、接種会場数が増加するような申込みがなされた場合等には、個別に厚生労働省から連絡する場合がある。
- (3) 1つの接種会場で、最低1,000回（1,000人×1回接種）の接種を行うことを想定。
※ 1つの接種会場で1000人に満たない場合には、厚生労働省健康局健康課予防接種室に相談いただきたいこと。
- (4) 事務局を設置し、**社内連絡体制・対外調整役を確保**すること。
- (5) **接種計画（2週間ごとの接種予定人数と実施時期）を作成**すること。この際、需給バランスを見定めるため、予め職員等の意向を事前に確認するなどにより、**必要量に応じた精緻な接種計画を作成**すること。
※ 仮に、ワクチンの輸入停滞等、供給環境の変化が生じた場合でも迅速に対応できるよう、**接種希望者への連絡や、接種計画の変更等を柔軟に行える体制を構築**すること。
- (6) 貴重なワクチンの余剰を生じさせることがないように、**一度配送を受けたワクチンは、活用しきるよう努める**こと。
- (7) ワクチンの納品先の接種会場でワクチンを保管の上、接種すること。
- (8) ワクチンの品質管理の観点から、保管に当たっては、**温度管理を徹底**の上、冷凍庫内の**温度ロガー記録の保存を怠らない**こと。また、適切に記録が行われるよう、機器の管理を行うこと。
- (9) 月末の請求時等にまとめて入力するのではなく、接種当日等の**速やかなVRSの登録**を行うこと。

職域追加接種の実施に向けたフロー図（全体像）



職域追加接種の実施に向けた手順について

企業側の検討・準備

11月中旬～

Step 1	職域追加接種の実施について意思決定
Step 2	各会場の接種体制の確認 & 準備 (変更点、変更内容の明確化)
Step 3	接種計画の作成

検討内容のV-SYSへの登録 (基本情報や接種計画の登録)

12月中旬～

実施の申込み
基本情報の確認・更新
→厚労省で確認
3月接種開始を希望する場合
1月中旬目処

更新なし

1月中旬～

接種計画の入力
登録は随時受け付け (& 2週毎に〆切り)
3月接種開始を希望する場合
1月中〆

厚労省で計画内容を確認

更新あり

12月下旬～
(例)
✓ 委任状の提出
✓ V-SYS IDの取得

ワクチンの配送・接種

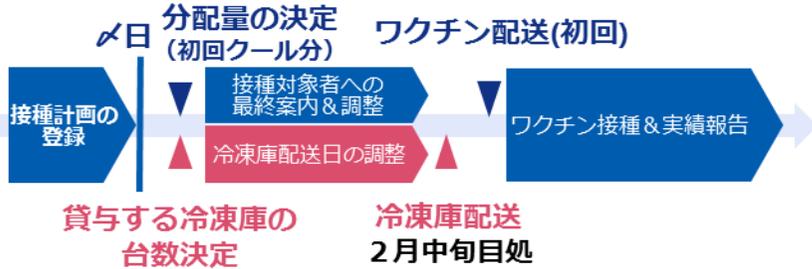
2月上旬～

分配量の決定
↓
2月下旬 配送
↓
3月以降接種開始
↓
実績報告

次クール以降の接種計画の更新
↓
分配量の決定
↓
配送
↓
接種
↓
実績報告

ワクチンの保管管理用の冷凍庫の配送

< 配送スケジュール >

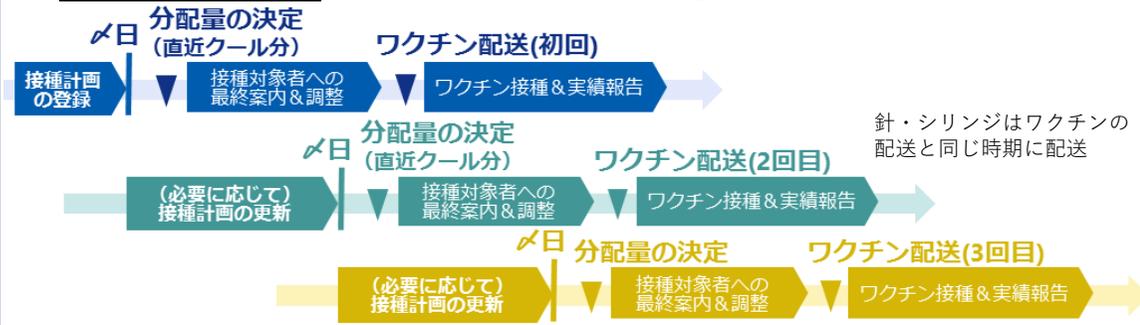


< 注意事項 >

追加接種は単回の接種であり、スケジュール次第では短期間 (1,2週間程度) で接種を完了できるため、冷凍庫の配送を希望しない会場は、各会場で手配した冷蔵庫で、2～8℃の温度下での保管管理を行う。

ワクチンの分配量の調整

- **2週間に1度** (各月の前半分、後半分) の頻度でワクチンを配送。
- 原則、**配送週の2週間前の火曜日を〆日とし、その時点で登録されている計画量**に従って分配量を決定。



何らかの理由で需給バランスが乱れた場合には、計画量の査定を行い、厚労省が分配量を決定。

職域追加接種の実施申込み・接種計画の登録作業のイメージについて

実施の申込み（基本情報の確認・更新） **1 2月中旬～（予定）**

1. 厚労省HPにアクセス

追加接種（3回目接種）について（職域接種）

NEW

実施方法の概要

- 3回目職域接種の概要資料 [PDF形式: ●●KB]
- 3回目職域接種の申込みフロー図 [PDF形式: 866KB]
- 3回目職域接種開始に係る業務連絡 [PDF形式: ●●KB]
- 企業向け接種窓口情報（NEGO窓口・接種受付方法、予約接種開始相談窓口との区分は別添） [PDF形式: ●●KB]
- 3回目職域接種の申請ページ（現在準備中）（12月中旬以降掲載予定）
※12月中旬：エントリー画面稼働
※令和4年1月中旬：接種計画入力画面稼働

厚労省HPにアクセスし、職域追加接種の申請ページリンクをクリックします。

2. V-SYSにログイン



V-SYSのログイン画面に遷移するので、1・2回目接種でご利用中のIDを用いてログインします。

3. 基本情報の確認・更新

接種会場に関連する申込情報

接種体制_分類を変更する	<input checked="" type="checkbox"/>
接種体制_分類※	02 外部機関が出張して実施
接種会場名を変更する	<input checked="" type="checkbox"/>
接種会場名称※	サンプル職域接種会場
接種会場所在地を変更する	<input checked="" type="checkbox"/>
(検索用)接種会場所在地_郵便番号※	9998765 <input type="text" value="住所自動入力"/>
接種会場所在地_郵便番号	9998765
接種会場所在地_都道府県	ダミー県
接種会場所在地_市町村コード	999999
接種会場所在地_市町村	ダミー県ダミー市町村
接種会場所在地_番地※	99-99-99 接種会場番地

※画面は開発中のものです。

追加接種の申込画面に移動し、1・2回目接種時の**基本情報（以下）**を確認します。

- ・ **会場情報（会場名称、所在地等）**
- ・ **医療機関情報（医療機関名、代表者、連絡先等）**
- ・ **企業情報（企業名、担当者、連絡先等）**

職域追加接種にあたって基本情報の更新がある場合は、更新内容をご入力いただき、登録を行います。

※厚労省で登録内容を確認し、不備がある場合にはご連絡差し上げます。

※更新内容によっては、委任状の新規発行や、V-SYS IDの新規発行が必要となる場合があります。

接種計画の登録 **1月中旬～（予定）**

1. V-SYSにログイン

職域追加接種のIDでV-SYSにログインします。※基本情報の登録の結果、V-SYS IDが新規発行されなかった場合は、1・2回目接種と同じIDとなります。

2. 接種計画の登録

	接種計画量（箱）	接種回数分換算
2/28～3/13接種 (2/21週配送)	(計画値 <input type="text" value="4"/> 箱) 分配実績値 4 箱	<input type="text" value="400"/> 回接種分相当
3/14～3/27接種 (3/7週配送)	(計画値 <input type="text" value="3"/> 箱) 分配実績値 - 箱	<input type="text" value="300"/> 回接種分相当
3/28～4/10接種 (3/21週配送)	(計画値 <input type="text" value="2"/> 箱) 分配実績値 - 箱	<input type="text" value="200"/> 回接種分相当
4/11～4/24接種 (4/4週配送)	(計画値 <input type="text" value="0"/> 箱) 分配実績値 - 箱	<input type="text" value="0"/> 回接種分相当
4/25～5/8接種 (4/18週配送)	(計画値 <input type="text" value="0"/> 箱) 分配実績値 - 箱	<input type="text" value="0"/> 回接種分相当

※画面は開発中のものです。

作成いただいた接種計画に基づき、各クールのワクチン・針・シリンジの必要数量をご入力いただき、登録を行います。

職域追加接種の実施にあたっての主な財政支援策

職域追加接種の実施にあたって、1・2回目接種時と同様の財政支援策を継続する見通し。
ただし、現在検討中の内容であり、今後支援メニューが変更となる可能性もある。

費用に関する基本的な考え方

職域接種は、予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条の特例規定に基づき、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により、市町村（特別区を含む。）において実施するものであり、**費用については、国が負担する。**

接種にかかる費用負担 （ワクチン接種対策費負担金）

<概要>

接種にかかる費用は、国が負担する。
費用は、全国統一の単価とし、1・2回目接種と同様、2,070円（税込2,277円）とする。

<国による負担>

- ・ **接種単価：2,070円（税込2,277円）／回**
（接種を実施できなかった場合の予診費用は1,540円（税込1,694円））／回
- ・ **時間外・休日の接種に対する加算**
（時間外：+730円、休日：+2,130円）

中小企業、大学に対する追加支援 （新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金）

<概要>

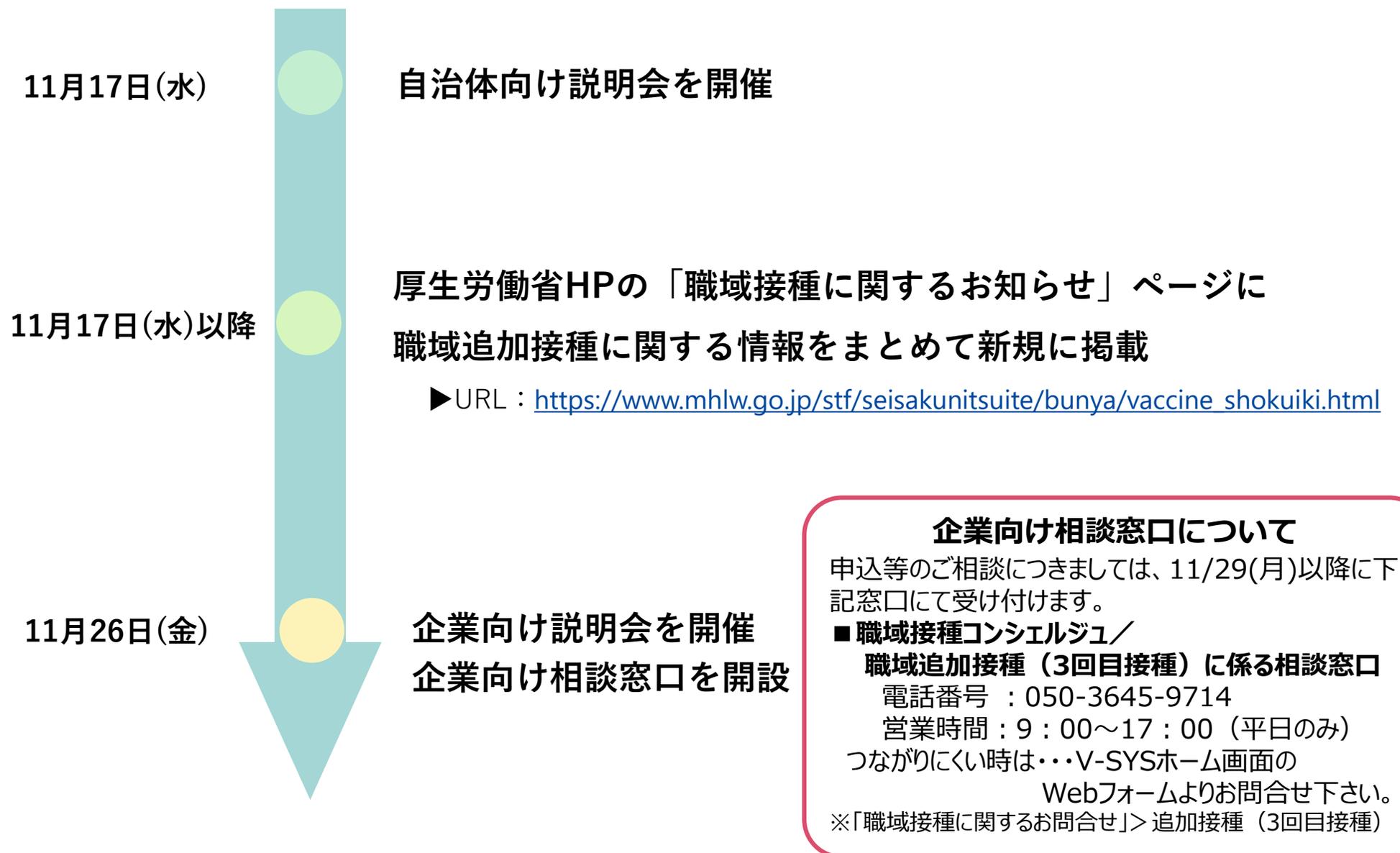
外部の医療機関が出張して実施する職域接種であって、以下の条件に該当するものに対し、**都道府県が設置する大規模接種会場に対する支援と同等の支援**を実施。

- ・ **中小企業**が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの
- ・ **大学、短期大学、高等専門学校、専門学校**の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が定める地域貢献の基準を満たすもの

<国による補助>

- ・ **1,000円×接種回数を上限に実費※補助。**
※ 使用料及び賃借料、備品購入費等

職域追加接種の実施に向けた情報発信のスケジュール



職域追加接種に関するよくあるご質問

Q1. 接種計画を作成する際には8ヶ月後に接種することを前提とすればよいか。

- ▶ 計画の設定は、**2回目接種から8ヶ月以上の間隔を空ける前提**で設定してください。

Q2. 1、2回目接種を別の会場で受けた者に接種することができるか。

- ▶ 追加接種では、**1、2回目の接種を個別接種会場で受けた方、自治体の大規模接種会場で受けた方、他の職域接種会場で受けた方であっても、職域接種会場での接種が可能**です。

Q3. 1、2回目接種でモデルナ以外のワクチンを接種した者に接種することができるか。

- ▶ 追加接種では、**1、2回目との交互相種が可能**です。1、2回目でファイザー社、アストラゼネカ社のワクチンを接種した方も、職域接種会場でのモデルナ社製ワクチンの接種を受けることができます。
- ▶ 1、2回目接種を海外で接種した方も、海外でファイザー社、武田/モデルナ社、アストラゼネカ社のワクチンを接種している場合に限り、職域接種会場での追加接種を受けることが可能です。

Q4. 1、2回目接種から会場数の変更はできるか。

- ▶ 会場数を**増やす変更※、減らす変更ともに可能**です。各会場の接種体制を検討の上、申し込みください。
※実施の効率性の観点から、1つの接種会場で1,000人以上への接種を行うことを想定していることにご留意ください。
- ▶ 会場数を減らす場合、特段の手続きは不要です。会場を増やす場合、V-SYSにて申込み（会場情報の更新）が必要です。詳細は本資料P6等をご確認ください。（申込内容によっては厚労省から確認のお電話をする場合がございます）

Q5. 職域追加接種を開始して以降、医療機関を途中で変更することはできるか。

- ▶ 1、2回目接種と同様に、申込み時に登録した医療機関から変更することは認められません。
- ▶ 申込み時に登録した医療機関が費用請求を一元的に行うことを前提として、協力医療機関を設けることは可能です。（詳細：「職域接種にかかる費用請求に関する説明会」資料（<https://www.mhlw.go.jp/content/000812669.pdf>）参照）

【重要】

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）大学拠点接種に係る地域貢献の基準」を改定したことをお知らせします。

3 文科教第 7 5 6 号
令和 3 年 1 0 月 2 8 日

各都道府県教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
専修学校を置く国立大学法人の長 殿
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省総合教育政策局長

藤 原 章 夫

（ 公 印 省 略 ）

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）大学拠点接種に係る地域貢献の基準」の改訂について（通知）

各都道府県及び都道府県教育委員会（以下「都道府県等」という。）におかれては、各専修学校における令和 3 年度の学校運営に当たり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対策を講じつつ、生徒の学修機会を確保するための様々な工夫等を講じるよう御指導いただいております。感謝申し上げます。

令和 3 年 10 月 11 日、「専門学校が主体となって実施する職域接種における「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）大学拠点接種に係る地域貢献の基準」の策定について（通知）」（以下「通知」という。）をお知らせしたところですが、本通知でお示した「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）大学拠点接種に係る地域貢献の基準」を別添 1 の通り改訂いたしましたのでお知らせいたします。

また、本改訂と併せて別添 2 の通り地域貢献認定申請書も改訂しております。今後「地域貢献の認定」を申請される専修学校専門課程（以下「専門学校」という。）や専門学校を設置する法人（以下「専門学校等」という。）におかれては、改訂後の申請書にご記入の上、令和 3 年 12 月 17 日（金）までに文部科学省大学等ワクチン接種加速化検討チームのメールアドレス（chiiki-kouken-nintei@mext.go.jp）へお送りください。なお既に申請書をご提出いただいた専門学校等については再度ご提出いただく必要はございません

さらに、多くのお問合せをいただいているご質問については、別添 3 の通り Q & A に問を追加しておりますので併せてご確認ください。

各都道府県におかれては所轄の専修学校に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専修学校に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専修学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

< 添付資料 >

【別添 1】「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）大学拠点接種に係る地域貢献の基準」(令和 3 年 10 月 7 日 文部科学省総合教育政策局長・高等教育局長決定 令和 3 年 10 月 26 日改訂)

【別添 2】地域貢献認定申請書（第 2 版）

【別添 3】大学拠点接種の支援スキーム等に関する Q & A（令和 3 年 10 月 26 日版）

< 参考情報 >

専修学校が主体となって実施する新型コロナワクチンの職域接種等について

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00017.html



専修学校等が主体となって実施する新型コロナワクチンの職域接種の実施に当たっての留意点等について（周知）

https://www.mext.go.jp/content/20210805-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf



【地域貢献認定の申請に関すること】

電話：03-5348-2709

対応時間：8:30～17:15(土・日・祝日及び 12:00～13:00 を除く)

※地域貢献認定のためのサポートデスクを令和 3 年 12 月 28 日まで開設していますので、こちらまでご連絡ください。

E-mail:chiiki-kouken-nintei@mext.go.jp

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

電話：03-6734-2915

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）
大学拠点接種に係る地域貢献の基準

令和 3 年 10 月 7 日
（令和 3 年 10 月 26 日改訂）
文 部 科 学 省
総合教育政策局長・
高等教育局長 決定

令和 3 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和 3 年 4 月 1 日付け医政発 0401 第 8 号・健発 0401 第 11 号・薬生発 0401 第 18 号。以下「要綱」という。）3（21）ウ（ウ）に定める職域接種のうち、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下、「大学等」という。）が行う大学拠点接種における地域貢献の基準等について、以下のとおり定める。

第 1 地域貢献の基準

地方自治体と連携し、大学等において、外部の医療機関が出張して大学拠点接種を行った際、以下に定める要件を満たした場合には、職域接種促進のための支援が可能な地域貢献があったものと認定し、要綱 3（21）ウ（ウ）の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）において、接種 1 回当たり 1,000 円を上限として会場の設置にかかる経費等の実費を補助できることとする。

（近隣教育機関等への接種）

大学拠点接種において、自大学等（設置する法人が同じである教育機関を含む。）の学生・生徒、教職員以外に、以下に定める接種対象者の合計が総接種人数の 5 % 以上である（ただし、総接種人数が 1,000 人に満たない場合は、1,000 人を母数とする。）か、又は 500 人以上となる場合は、地域貢献が認められるものとする。

近隣の教育機関の教職員及びその学生・生徒
自大学等と取引のある企業及び近隣に存在する企業の社員及び家族
教職員及び学生・生徒・児童・園児の家族
地方自治体からの依頼により接種を行った近隣住民
文部科学省からの依頼により接種を行った留学予定者等

第 2 地域貢献の認定

1. 第 1 に定める基準を満たし、上乘せ支援を希望する大学等は、都道府県への交付金の申請に先立ち、文部科学省に地域貢献認定申請書を提出し、地域貢献の認定を受けた上で、所在する都道府県へ交付要綱に定める必要書類とともに文部科学省から交付された認定に係る文書の写しを提出し、交付金の申請を行うこと。
2. 文部科学省における認定手続には相応の時間を要するため、原則として交付金申請先の都道府県が定める交付金申請締切りの 2 週間前には文部科学省へ別紙

を提出すること。

第3 大学の附属病院が個別接種促進のための支援を受ける場合

要綱3(21)エ(ウ)に定める「大学等が実施する職域接種における接種対象者が、大学の附属病院に出向いて職域接種を受ける場合及び大学の附属病院が当該大学内で実施する場合」で、要綱3(21)ウ(イ)「病院における取組」の支援を受ける場合、「第1 地域貢献の基準」の要件を満たし、「第2 地域貢献の認定」の認定を受ける必要がある。

また、要綱3(21)エ(ウ)に定める「接種を委託した外部の医療機関に出向いて職域接種を受ける場合」で、要綱3(21)ウ(イ)の支援を受ける場合においても同様に、「第1 地域貢献の基準」の要件を満たし、「第2 地域貢献の認定」の認定を受ける必要がある。

(別紙)

申請日

令和 年 月 日

地域貢献認定申請様式(第2版)

1. 基本情報

学校コード	
学校名	
設置種	
学校種	
学長(学校長)名	
設置者名	
交付申請予定都道府県名	

2. 交付申請予定の支援

・交付申請を予定している支援の「□」を「■」にしてください。

<input type="checkbox"/>	個別接種促進のための支援(専門学校が請求主体)
<input type="checkbox"/>	個別接種促進のための支援(外部医療機関が請求主体)
<input type="checkbox"/>	職域接種促進のための支援

地域貢献認定後の請求にあたって、上記いずれに該当するかは都道府県の示す情報も御確認ください。

4. 地域貢献認定要件の確認

(地域貢献の基準)

(近隣教育機関等への接種)

大学拠点接種において、自大学等(設置する法人が同じである大学等含む。)の学生・生徒、教職員以外に、以下に定める接種対象者の合計が総接種人数の5%以上である(ただし、総接種人数が1,000人に満たない場合は、1,000人を母数とする。)か、又は500人以上となる場合は、地域貢献が認められるものとする。

- ①近隣の教育機関の教職員及びその学生・生徒
- ②自大学等と取引のある企業及び近隣に存在する企業の社員 ※Q&A問10も確認ください
- ③教職員及び学生・生徒の家族
- ④地方自治体からの依頼により接種を行った近隣住民
- ⑤文部科学省からの依頼により接種を行った留学予定者

(要件確認)

(ア)	総接種人数	
(イ)	自大学等(設置する法人が同じである大学等含む。)接種人数(学生・生徒、教職員)	
(ウ)	(近隣の教育機関等への接種)	
	①近隣の教育機関の教職員及びその学生・生徒	
	②自大学等と取引のある企業及び近隣に存在する企業の社員及び家	
	③教職員及び学生・生徒・児童・園児の家族	
	④地方自治体からの依頼により接種を行った近隣住民	
	⑤文部科学省からの依頼により接種を行った留学予定者等	
	⑤文部科学省からの依頼により接種を行った留学予定者等	
	①~⑤の総数	人
	①~⑤の総数が総接種人数に占める割合(%) (※)ただし、接種対象者の合計が1,000人に満たない場合は、1,000人が母数になるよう設定している。	0.0%

上記のとおり、本学は、地域貢献認定要件を満たしている。

担当者氏名	
所属・職名	
郵便番号	-
住所	
電話番号	
メールアドレス	@

(文 書 番 号)

令 和 年 月 日

文部科学省総合教育政策局長

藤原 章夫 殿

0

令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱3（2
1）ウ（ウ）に定める専門学校の職域接種における地域貢献の基準を満たす地域貢献
認定について（申請）

令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱3（21）ウ（ウ）に定める専門学校の職域接種における地域貢献の基準等として文部科学省が定める要件を別紙のとおり満たしているため、地域貢献認定に係る文書を申請する。

大学拠点接種の支援スキーム等に関するQ & A（令和3年10月26日版）

目次

問1	今回、基準を策定した趣旨を教えてください。	2
問2	大学拠点接種のうち、「職域接種促進のための支援」の対象となる場合と支援の内容を教えてください。	2
問3	「職域接種促進のための支援」において補助対象となる「会場の設置にかかる経費等」には何が含まれますか。	3
問4	「職域接種促進のための支援」の対象は外部の医療機関が出張して実施する職域接種を対象としているとのことですが、大学の診療所が外部の医療機関から医師等の派遣を受けて実施する場合は対象になりますか。	3
問5	「職域接種促進のための支援」以外に活用可能なものはありますか。	4
問6	大学附属病院が当該大学内で大学拠点接種を実施する場合は「職域接種促進のための支援」の対象外で「個別接種促進のための支援」の対象になるとのことですが、どのような支援が受けられるのでしょうか。	5
問7	外部医療機関（他大学の大学附属病院等）に自大学の学生等が出向いて大学拠点接種を実施している場合に支援はありますか。	5
問8	「職域接種促進のための支援」の請求事務はどこが行うのでしょうか。	6
問9	「職域接種促進のための支援」の費用の請求はどこに行えばよいのか。	6
問10	地域貢献の基準において、「自大学等と取引のある企業及び近隣に存在する企業の社員及び家族」とあるが、どのようなものが対象になるのか。	6
問11	自大学で受けられる支援が「個別接種促進のための支援」か「職域接種促進のための支援」のどちらに該当するかわからない場合どうすればよいのか。	6
問12	既に「地域貢献認定申請書」を提出してしまった場合に改めて改訂された「地域貢献認定申請様式」を提出する必要はあるか。	6
問13	地域貢献の基準の認定は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業を受ける場合にしか申請できないのか。	7
問14	大学として複数会場で実施しており、都道府県も異なる場合もあるが、地域貢献認定は会場ごとで認定を受けるのか。	7
問15	地域貢献の基準における人数の数は、1回目のみ接種でも1人として数えて良いのか。	7
問16	申請様式の（イ）自大学等（設置する法人が同じである大学等を含む。）接種人数（学生・生徒、教職員）について、委託業者の社員や非常勤講師は含むのか。	7
問17	大学拠点接種を拠点として実施している大学等に参加してワクチン接種を実施した場合（自大学等が申請主体となって実施していない場合）、地域貢献基準の認定を申請する必要があるか。	8

専門学校が主体となって実施する職域接種についても、大学拠点接種と同様に「職域接種促進のための支援」の対象になる場合がありますので、こちらのQ&Aを参照ください。

問1 今回、基準を策定した趣旨を教えてください。

文部科学省では、「大学拠点接種」を実施する大学には、他大学の学生や教職員、海外留学を予定している方々、地域の方々などへのワクチン接種にも御対応いただき、社会貢献を形にさせていただきたいという考えを示してまいりました¹。

これを踏まえ、外部の医療機関が出張して大学拠点接種を行う場合で、一定の要件を満たす地域貢献を行う大学については、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」に基づく「職域接種促進のための支援」²において、接種1回あたり1,000円を上限として、会場の設置にかかる経費等の実費を支援することとなったところです。

今回、支援を受けるにあたって必要な地域貢献の基準を文部科学省において定め、お知らせするものです。

問2 大学拠点接種のうち、「職域接種促進のための支援」の対象となる場合と支援の内容を教えてください。

大学拠点接種について、以下の要件をいずれも満たす場合に「職域接種促進のための支援」の対象となります。

- ・外部の医療機関が出張して行っている。
- ・文部科学省が定める地域貢献の基準³を満たしていて、文部科学省の認定を受けている。

支援の内容については、接種1回あたり1,000円を上限として会場の設置にかかる経費等の実費を補助します。したがって、会場の設置にかかる経費等が1,000円×接種回数の合計額を下回る場合は、全額補助されますが、上回る場合は、1,000円×接種回数の合計額が補助されます。

なお、大学附属病院が当該大学内で大学拠点接種を実施する場合は、本支援ではなく、「個別接種促進のための支援」⁴の対象となります。詳しくは問6を参照してください。

¹ 例として、「大学拠点接種」に関する文部科学大臣メッセージ（令和3年6月22日）。

² 同要綱17～18頁及び「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて」（令和3年7月27日各都道府県衛生主管部（局）宛て厚生労働省医政局医療経理室、健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）8頁参照。

³ 別添1「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）職域接種に対する新たな支援策」大学拠点接種に係る地域貢献の基準」（令和3年10月7日文部科学省総合教育政策局長・高等教育局長決定 令和3年10月26日改訂）。

⁴ 「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」16～18頁及び「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて」（令和3年7月27日各都道府県衛生主管部（局）宛て厚生労働省医政局医療経理室、健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）7～8頁参照。

問3 「職域接種促進のための支援」において補助対象となる「会場の設置にかかる経費等」には何が含まれますか。

本支援は医療機関における通常の予防接種の対応を超える費用が対象になります。

具体的には、会場の借り上げ費用、会場設営・撤去費、会場の運営費、会場の感染防止対策に係る費用、会場運営の委託費、接種者の交通費実費、受付や会場誘導、経過観察を行うために臨時に雇用した者（学生アルバイト等）の人件費、接種会場の運営に係る業務に専従する職員の時間外労働や休日労働に係る手当等（時間外労働や休日労働に係る手当等を除く賃金（基本給等）については対象外です。）など、実情を反映して合理的に必要と考えられる費用について対象となります。

ただし、会場の設置等に直接必要とならないものについては対象となりません。

問4 「職域接種促進のための支援」の対象は外部の医療機関が出張して実施する職域接種を対象としているとのことですが、大学の診療所が外部の医療機関から医師等の派遣を受けて実施する場合は対象になりますか。

大学内の診療所が独自に大学拠点接種を実施する場合は支援の対象外ですが、大学が大学拠点接種の実施のために新たに医療機関の開設又は巡回健診の届出をした場合であって、

- ・ 外部の医療機関から医師等を雇用する費用が大学に発生している
- ・ 大学拠点接種終了後速やかに医療機関又は巡回健診の廃止の届けを提出する
（届け出た自治体で巡回健診の廃止の届出が不要である場合は除く）

のいずれにも該当する場合は、外部の医療機関が出張して実施する接種と実質的に同じものであることから、「職域接種促進のための支援」の対象となります。

なお、外部の医療機関に当該大学の付属病院は含まれず、付属病院から医師等を派遣した場合は、付属病院が大学内で実施している場合と同様に取り扱うこととなります。

問5 「職域接種促進のための支援」以外に活用可能なものはありますか。

新型コロナワクチン接種については、接種の形態にかかわらず、共通して「ワクチン接種対策費負担金」において、予診や接種に係る医師や看護師等の費用として2,070円/回（時間外：+730円、休日+2,130円）を国が負担することになっています。この負担金に関する請求事務は、職域接種会場申請サイト（OVAS）上の登録区分にしたがって、パターン1の場合は大学側が、パターン2又は3の場合は外部医療機関側が行います。

< 図：費用の請求・支払いの概要⁵ >

新型コロナウイルスワクチン接種の費用の請求・支払いの概要（職域接種）

	パターン1 企業内診療所で実施	パターン2 外部機関が出張して実施	パターン3 外部機関に出向いて実施
市町村からワクチン接種の委託を受けている者	企業内診療所（＝企業）	外部医療機関	外部医療機関
費用請求の実施主体	企業内診療所（＝企業）	外部医療機関	外部医療機関
市町村に直接請求を行う場合	企業内診療所（＝接種会場）が所在する市町村に住民票がある被接種者の費用請求	接種会場が所在する市町村に住民票がある被接種者の費用請求	外部医療機関（＝接種会場）が所在する市町村に住民票がある被接種者にかかる費用請求
国保連を通じて請求を行う場合	それ以外の方の費用請求	それ以外の方の費用請求	それ以外の方の費用請求

※市町村によっては、接種会場が所在する市町村への請求についても、国保連に委託している場合がある

⁵ 「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する職域接種向け手引き（第3版）」（令和3年8月3日厚生労働省）52頁。本図においては「企業」と記載していますが「大学等」に読み替えて御参照ください。

問6 大学附属病院が当該大学内で大学拠点接種を実施する場合は「職域接種促進のための支援」の対象外で「個別接種促進のための支援」の対象になるとのことですが、どのような支援が受けられるのでしょうか。

以下の2つの「個別接種促進のための支援」について、大学附属病院の個別接種の実績に、大学拠点接種の実績を上乗せして、支援を受けることができます。なお、この場合、大学拠点接種として実施し支援を受けるのには、地域貢献の基準を満たすことが必要です。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（接種施設数の増加関係）⁶

医療機関が50回以上/日のまとまった規模の接種を行った場合は10万円/日（定額）を交付。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（「病院」における接種体制の強化関係）⁷

特別な体制を確保し、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、7月末まで、8・9月（8月1日～10月2日）、10・11月（10月3日～12月4日）のそれぞれの期間に4週間以上あった場合は医師1人1時間当たり7,550円、看護師等1人1時間当たり2,760円を交付。

なお、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（接種施設数の増加関係）」及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（「病院」における接種体制の強化関係）」については交付要件がありますので、要件に該当するか確認の上、請求事務を行ってください。

問7 外部医療機関（他大学の大学附属病院等）に自大学の学生等が出向いて大学拠点接種を実施している場合に支援はありますか。

お尋ねの場合、当該大学に対する支援はありませんが、外部医療機関については、「ワクチン接種対策費負担金」に加え、病院に対する「個別接種促進のための支援」を活用できます。支援内容や要件等は問6の回答を御参照ください。なお、この場合、大学拠点接種として実施し支援を受けるのには、地域貢献の基準を満たすことが必要です。

⁶ 「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たりの取扱いについて」（令和3年7月27日各都道府県衛生主管部（局）宛て厚生労働省医政局医療経理室、健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）8頁「・病院への支援」参照。

⁷ 同上参照。

問 8 「職域接種促進のための支援」の請求事務はどこで行うのでしょうか。

「職域接種促進のための支援」については、OVAS 上の登録区分にかかわらず大学側が請求事務を行うこととなります。

問 9 「職域接種促進のための支援」の費用の請求はどこに行えばよいのか。

文科省による認定後は、申請主体となる大学等の本部が所在する都道府県に対して申請をしていただくこととなります。詳細については、申請先となる都道府県にご確認ください。

問 10 地域貢献の基準において、「自大学等と取引のある企業及び近隣に存在する企業の社員及び家族」とあるが、どのようなものが対象になるのか。

大企業が自ら実施可能な職域接種を大学拠点接種において実施するものは、地域貢献基準の算定の対象外となります。ただし、職域接種等において同一会場で2回目の接種を受けることが困難な者を受け入れた場合については、本項目の対象となります。

問 11 自大学で受けられる支援が「個別接種促進のための支援」か「職域接種促進のための支援」のどちらに該当するかわからない場合どうすればよいか。

どちらに該当するか不明の場合は、「地域貢献認定申請様式(第2版)」の「2. 交付申請予定の支援」は選択せずにご提出ください。実際の申請に当たっては各都道府県から示される情報を踏まえて該当する支援スキームをご確認ください。

問 12 既に「地域貢献認定申請書」を提出してしまった場合に改めて改訂された「地域貢献認定申請様式」を提出する必要はあるか。

再度提出いただく必要はございません。なお、文科省からの地域貢献認定書の交付は、あくまで地域貢献基準に合致することを示すものですので、支援が受けられるのか、どの支援が該当するかは申請先の都道府県から示される情報等を踏まえてご確認ください。

問 1 3 地域貢献の基準の認定は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業を受ける場合にしか申請できないのか。

本認定は、都道府県への支援を申請する場合のみに利用することを想定しておりますので、支援に申請予定がない場合の申請はお控えください。なお、申請を希望するものの、受けられる支援内容が不明の場合については、問 1 1 に従い申請ください。

問 1 4 大学として複数会場で実施しており、都道府県も異なる場合もあるが、地域貢献認定は会場ごとで認定を受けるのか。

地域貢献認定は同大学で実施した複数会場分をまとめて大学単位で申請ください。また、法人単位で大学拠点接種を実施している場合で、大学と短期大学などが同会場で実施した場合は、会場を有する大学でまとめたうえで当該大学より申請ください。

問 1 5 地域貢献の基準における人数の数は、1 回目のみ接種でも 1 人として数えて良いのか。

原則 2 回接種した人を 1 人として計上ください。ただし、接種者本人の希望や医療従事者による判断などやむを得ない事情で 1 回しか接種できなかった場合には 1 回の接種でも 1 人として計上いただいてもかまいません。申請に当たっては、大学拠点接種終了後の確定値を記入いただきますようお願いいたします。

なお、医療従事者先行接種など、大学拠点接種の枠組みで接種を受けていない者は人数に含めないでください。

問 1 6 申請様式の(イ)自大学等(設置する法人が同じである大学等を含む。)接種人数(学生・生徒、教職員)について、委託業者の社員や非常勤講師は含むのか。

大学と雇用関係にある者は(イ)に含めてください。委託業者の社員など、大学と雇用関係にない者は、その他の該当する項目に含めていただいても差し支えありませんが、問 1 0 も併せてご確認ください。

問17 大学拠点接種を拠点として実施している大学等に参加してワクチン接種を実施した場合（自大学等が申請主体となって実施していない場合）、地域貢献基準の認定を申請する必要があるか。

申請は大学拠点接種を申請主体として実施した大学等から申請ください。他大学等で実施している接種に参加して実施した大学や専門学校から申請いただく必要はありません。